

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2026年8月18日提出

【発行者名】 Global X Japan株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤岡 智男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【事務連絡者氏名】 仁木 大介
連絡場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 03-3528-8555

**【届出の対象とした募集内 グローバルX 米ドル建て投資適格社債 ETF
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】**

**【届出の対象とした募集内 (1) 当初設定
国投資信託受益証券の金
額】** 6億円を上限とします。

(2) 継続申込期間
5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所
所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月5日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項につき、当ファンドが投資対象とするETFの信託報酬率に関する記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新・訂正後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

（3）【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

イ. 信託財産の純資産総額に年率0.0275%（税抜0.025%）以内を乗じて得た額

委託会社 年率0.01%（税抜）以内

受託会社 年率0.015%（税抜）以内

* 上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ. 信託財産に属する有価証券の貸付けにかかる品貸料（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額。ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額

なお、提出日現在における上記イ.およびロ.に定める率は、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 年率0.0275%（税抜0.025%）

ロ. 55%（税抜50%）

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

提出日現在における信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 前 イ.の報酬

委託会社 年率0.01%（税抜）

受託会社 年率0.015%（税抜）

* 上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ. 前 ロ.の報酬

委託会社 報酬の60%

受託会社 報酬の40%

上記の他に当ファンドの主要投資対象である「Global X Investment Grade Corporate Bond ETF」に関しても信託報酬として年率0.15%程度の費用がかかります。なお、当ファンドの信託報酬に「Global X Investment Grade Corporate Bond ETF」の信託報酬を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率0.1775%（税込）程度です。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

<訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

イ. 信託財産の純資産総額に年率0.0275%（税抜0.025%）以内を乗じて得た額

委託会社 年率0.01%（税抜）以内

受託会社 年率0.015%（税抜）以内

* 上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ．信託財産に属する有価証券の貸付けにかかる品貸料（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に55％（税抜50％）以内の率を乗じて得た額。ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に55％（税抜50％）以内の率を乗じて得た額
なお、提出日現在における上記イ．およびロ．に定める率は、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ．年率0.0275％（税抜0.025％）

ロ．55％（税抜50％）

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

提出日現在における信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ．前 イ．の報酬

委託会社 年率0.01％（税抜）

受託会社 年率0.015％（税抜）

* 上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ．前 ロ．の報酬

委託会社 報酬の60％

受託会社 報酬の40％

上記の他に当ファンドの主要投資対象である「Global X Investment Grade Corporate Bond ETF」に関しても信託報酬として年率0.14％程度の費用がかかります。なお、当ファンドの信託報酬に「Global X Investment Grade Corporate Bond ETF」の信託報酬を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率0.1675％（税込）程度です。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価